

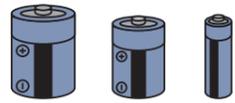
使い終わった電池の出し方 ~種類によって違います~

令和2年度からボタン電池の収集を始めました。捨てる際は、各地区のごみ収集カレンダーで収集日を確認して、「有害ごみ」の日に出してください。

電池の中には、リサイクルできるものがあります。充電式電池には、主な材料としてニッケル〔Ni〕やカドミウム〔Cd〕、コバルト〔Co〕、鉛〔Pb〕など希少な資源が使われています。回収協力店へ持っていきリサイクルされ、廃棄処分や埋め立てが発生しません。希少な資源の有効活用のため、回収・リサイクルにぜひご協力ください。

■ 乾電池

アルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウム一次電池（コイン型の場合はCRまたはBRから始まる型番の電池）



■ 出し方

中身が確認できる透明または半透明の袋に入れて、有害ごみで出す。常設の廃乾電池専用ボックスがある場合はその中に入れる。

※リチウムコイン電池（CR、BR）はセロハンテープを貼って絶縁してから出してください。

■ ボタン電池

アルカリボタン電池（型式記号LR）、酸化銀電池（SR）、空気（亜鉛）電池（PR）



※リチウムコイン電池（形式記号CRおよびBR）は協力店の回収対象外です。有害ごみで出してください。



■ 出し方

①中身が確認できる透明または半透明の袋に入れて、有害ごみで出す。常設の廃乾電池専用ボックスがある場合はその中に入れる。

②回収協力店（電気店など）のボタン電池回収缶に入れる。

※どちらの出し方でも、セロハンテープを貼って絶縁してから出してください。



■ 小型充電式電池

ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池、ニカド電池



■ 出し方

①本庁舎の地域整備課に持参する（有害ごみで出せません）。

②リサイクル協力店（電気店・ホームセンターなど）の小形充電式電池リサイクルBOXへ入れる。

※どちらの出し方でも、セロハンテープを貼って絶縁してから出してください。



★見分け方 上のようなリサイクルマークがついていたら、小型充電式電池です。

★こんなものに使われています

ノートパソコン、デジカメ、ビデオカメラ、小型ゲーム機、電動歯ブラシ、電気シェーバーなど

■ 常設回収

乾電池などは伯耆町清掃センター（伯耆町福島）に直接搬入も可能です。

詳しくは分別冊子「ごみの分け方と出し方」（令和2年2月改定版）に掲載しています。他のごみの出し方と併せてご確認ください。

問い合わせ先 地域整備課 環境整備室 TEL:0859-68-5539

ごみの分別・削減にご協力ください

混ぜればごみ 分ければ資源

ごみは生活で不要になったものですが、資源として^{リサイクル}再利用できるものがたくさんあります。みなさんの分別で、限られた資源を有効に活用し、焼却や埋め立てが必要なごみを減らすことができます。

今回は、捨て方が分からないごみの分別方法が簡単に分かる検索フォームや、使用済み電池の処理方法などを紹介します。

スマホやパソコンで簡単にごみの分別検索ができます

「燃える？燃えない？」ごみの分別をサクッと検索

スマホやパソコンで、ごみの分け方や出し方が簡単に検索できる「ごみ分別方法検索フォーム」を伯耆町のホームページに作成しました。

検索欄にごみの名前を入力すると、分別区分や出し方が表示されます。

分別を“あいうえお順”に掲載した冊子「ごみの分け方と出し方」もありますが、さらに手軽なホームページの分別検索を利用して、年末の大掃除を効率的にしましょう。

★町ホームページトップのバナーをクリック



★ごみの名前を入力すると結果が表示されます

ごみ分別検索

調べたい「ごみの名前」を入力してください。全て入力しなくても検索できます。

ラップ

分別区分: 可燃ごみ
ごみの出し方:

ラップの芯

分別区分: 古紙類(ミックスペーパー)
ごみの出し方: 透明または半透明の袋に入れて出す。

ラップの箱

分別区分: 古紙類(ミックスペーパー)
ごみの出し方: 透明または半透明の袋に入れて出す。金属部分は外して、不燃ごみに出す。

こんなことにも気をつけましょう

■ 洗剤容器は可燃ごみ、フタは不燃ごみ

分別でいちばん間違いが多いのは、洗剤容器（プラスチック）です。

洗剤容器は、洗剤などが取りきれいでなかったり、塩素を含んでいたりする場合があります。リサイクルできません。容器は**可燃ごみ**、フタは**不燃ごみ**で出してください。

■ 不法投棄、ポイ捨ては絶対にやめましょう

町内で不法投棄、ポイ捨てが後を絶ちません。なかには、空き缶やペットボトルなど、リサイクルできるものも含まれています。1人ひとりがマナーを守って、ごみのない町にしましょう。

※廃棄物を不法投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「5年以下の懲役」もしくは「1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）」、またはその両方が科されます。